

## 第6章 訴訟手続きの停止と請求の失効(caducidad de la instancia)

### 第236条 当事者による訴訟手続きの促進および失効。

当事者または利害関係者による訴訟手続きの促進の欠如は、請求または不服申立ての失効を引き起こさない。

### 第237条 請求の失効。

① あらゆる種類の訴訟において請求および不服申立ては、訴訟の職権での促進にもかかわらず、訴訟が第一審にあるとき、2年間訴訟活動が行われなかった場合、放棄されたと見なされる。また、第二審であるか、手続き違反による特別不服申立てまたは破棄請求が係属中の場合は、1年である。

これらの期間は、当事者への最後の通知からカウントされる。

② 失効を宣言する(書記官)決定に対しては、再審理の申立てのみできる。

### 第238条 不可抗力または当事者の意思に反することによる失効の除外。

訴訟手続きが、不可抗力によって、あるいは、当事者または利害関係者の意思に反する、または、その意思に起因しないその他の事由によって停滞した場合、請求または不服申立ての失効は発生しない。

### 第239条 強制執行における請求の失効の除外。

前数条の規定は、強制執行についての訴訟行為には適用しない。

これらの訴訟行為は、本章に示される期間中に進展なしで放置されていたとしても、判決の履行が得られるまで継続できる。

### 第240条 請求の失効の効果。

① 第二審または第237条に規定する特別不服申立てで失効が発生した場合、控訴または当該不服申立ては取り下げられたと、また、不服申立てされた裁定は確定したとみなされる、また、訴訟行為は由来した裁判所に差し戻される。

② 第一審で失効が発生した場合、撤回はその審級で発生したとみなされるため、訴権の失効は別として、新しい訴えを提起できる。

③ 失効の宣言には、費用の賦課は含まれない。各当事者は、自己の訴訟手続きで発生した費用と共通費用の半分を支払う義務がある。